

清須市介護認定調査システム導入業務 仕様書

1 業務の名称

清須市介護認定調査システム導入業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、清須市（以下「発注者」という。）における介護認定調査業務にデジタル技術を導入し、作業の効率化やセキュリティ面の向上を図り、迅速な介護サービスの提供を実現することを目的とする。この目的を実現するため、認定調査票の作成業務を支援できるシステムが搭載されたタブレット端末等の導入・運用を行うものである。

3 業務委託内容

本システムに係る以下の業務

- 業務実施計画書の作成
- 使用するタブレット端末等のハードウェア機器の選定及び調達
- ハードウェア機器の初期設定
- 介護認定調査システムソフトウェアの導入
- ソフトウェアの保守
- 操作マニュアルの作成
- 操作研修の実施
- 問合せ等への対応

4 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年12月31日まで

5 実施スケジュール

令和9年1月から利用できるよう、令和8年12月下旬までにシステムの導入、タブレット端末等の納品を完了しておくものとする。なお、納入日や設定等の詳細なスケジュールについては、協議を行い決定する。

6 運用時間

原則午前7時から午後10時まで利用が可能であること。(事前協議によるメンテナンス等の停止は除く。)

7 本システムの基本内容

(1) システム概要

認定調査員がタブレット端末を使用して介護認定調査票を作成し、本市の認定ソフト2021へデータ連携を行うシステムとする。

(2) セキュリティ要件

- 認証キーを利用したログイン認証を実装すること
- 端末内データの暗号化を行うこと
- オフラインでの操作を可能とすること
- MDMソフト等による端末一元管理を行うこと

(3) タブレット端末等の要件

タブレット端末等の要件は以下のとおりとし、本業務の調達範囲内とする。なお、システムの運用に必要となるタブレット端末等は賃貸借により運用することを想定しているが、賃貸借契約は本業務とは別契約として令和8年度中に締結する予定とする。本業務では、タブレット端末等の選定・調達・初期設定のみを行う。

項目	仕様
台数	6台
画面サイズ	10インチ以上
OS	iOS26以上 (iPad タブレット端末) Android16以上 (Android タブレット端末) Windows11以上 (Windows 端末) のいずれか
メモリ	8GB 以上
通信	無線 LAN 環境で使用可能な機器とする
付属品	タッチペン 6 本 キーボード 6 個 (本体と装着可能なもの) 本体カバー 6 個 充電ケーブル 6 個 (Windows 端末へデータ取込時に使用可能なもの)

8 システム機能要件

本システムの機能要件は、別紙「機能要件一覧」のとおりとする。なお、満たせない項目があるが、代替の機能がある場合などは提案書にその旨を明記すること。

9 システムの動作環境

以下の仕様を満たすこと。

- (1) システム運用に支障のない、十分なスペックのハードウェアで構成すること。
- (2) システム運用時のアクセス性能は良好な反応速度を保つこと。
- (3) 紛失・盗難時のデータ流出を防ぐための措置が講じられていること。

10 保守要求仕様

本仕様書にて導入する環境の維持及び運用支援を、以下のとおり実施すること。

- (1) オペレーターもしくは技術者が、原則として平日午前8時30分から午後5時15分まで対応できること。
- (2) 電話またはメールでの問い合わせ対応を実施すること。
- (3) システムの安定稼働に必要な保守を実施すること。

11 操作研修

以下のとおり実施すること。

- (1) 本市職員（対象人数15名程度）を対象とした操作研修を行うこと。
- (2) 研修は1回につき約1時間程度とし、本稼働日前に現地またはオンラインで2回行うものとする。
- (3) 研修資料等は必要部数を受託者が用意するものとする。
- (4) 操作研修後の問合せについても、必要に応じて対応すること。

12 システム導入後の動作支援

システムの運用を円滑に行うため、必要な問い合わせ対応ができるようにすること。

1 3 納入成果物

- (1) タブレット端末等機器 一式
- (2) 介護認定調査システム（インストール済み）
- (3) 業務実施計画書
- (4) 操作マニュアル（紙媒体 1 部、電子データ）
- (5) 管理者マニュアル（紙媒体 1 部、電子データ）
- (6) 簡易操作ガイド（紙媒体 1 部、電子データ）
- (7) 研修実施報告書
- (8) システム設定書
- (9) 完成図書

1 4 支払条件

契約金額を一括で支払うものとし、全ての納入物の検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

1 5 その他

(1) 権利関係

本業務において作成される成果物の著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有していたソフトウェア等の著作権は受注者に留保される。

(2) 守秘義務

本システムの導入において、遂行上知り得た一切の情報は本業務のみで使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。

本業務の実施完了後は、これに関する情報を本市へ返却するか確実に廃棄すること。

個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。

(3) 情報セキュリティ

受注者は、清須市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り

扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

(4) 再委託

原則として再委託は認めない。ただし、やむを得ない事情により再委託が必要な場合は、事前に書面により発注者の承認を得ること。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意をもって解決する。本仕様書は本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上から当然実施しなくてはならないものや、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施すること。